

○近畿地方整備局告示第 1 1 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 8 日

近畿地方整備局長 見坂 茂範

第 1 起業者の名称 奈良県

第 2 事業の種類 一般国道 168 号改築工事（香芝王寺道路・奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目地内から同市上中地内まで）

第 3 起業地

1 収用の部分 奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内

2 使用の部分 奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「一般国道 168 号改築工事（香芝王寺道路）」（以下「本件事業」という。）は、奈良県香芝市高地内から同県北葛城郡王寺町畠田四丁目地内までの延長 3.06 km の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、

上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である奈良県は、同法第 74 条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 168 号（以下「本路線」という。）は、和歌山県新宮市を起点とし、大阪府枚方市に至る延長 187.9 km の主要幹線道路である。

香芝市及び王寺町を通過する本路線は、高速自動車国道西名阪自動車道の香芝インターチェンジと一般国道 25 号とを連絡するなど交通の利便性に優れている。また、周辺には、JR 畠田駅や志都美駅が位置していることから、沿線地域の日常生活等において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2 車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交

通量は、香芝市上中地内で 17,093 台／日、同市尼寺地内で 19,832 台／日であり、混雑度はそれぞれ 1.59、1.98 となっている。

本件事業の完成により、現道が 4 車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ、ミナミメダカ及びネキトンボ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているアギナシ、ウンヌケモドキ、イトトリゲモ及びスズサイコその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地が 2 か所存在するが、起業者は、今後、奈良県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 4 種第 1 級の規格に基づき、現道を 4 車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 40 年 6 月 22 日に都市計画決定され、平成 19 年 3 月 9 日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、王寺町長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 奈良県香芝市役所